

第10回西脇市自治基本条例検討委員会会議概要

- 1 開催日 平成24年5月30日 19:00～21:15
- 2 開催場所 西脇市生涯学習まちづくりセンター2階 会議室2
- 3 出席者 検討委員会委員18名、事務局
- 4 欠席者 4名
- 5 概要

- (1) 開会
- (2) 市民憲章朗唱
- (3) あいさつ
- (4) 懇談、協議等

～委員長から市長に西脇市自治基本条例検討委員会案を提出～

市長：平成22年3月から約2年間、大変な努力をいただいたと思っています。検討委員会や部会だけでなく、地区別学習会や議会との意見交換会などへのご出席、また啓発用ポスターの作製など本当にありがたいと思いますし、それだけみなさんの思いが、この条例案の中に込められていると思っています。

事前に見せていただいたのですが、非常に常識的な条例が出来上がっていると思います。合併の際に合併協議会委員からこれからのまちづくりを考える中では自治基本条例が大事で、自治基本条例の制定について考えていこうとご意見をいただき、また、委員長を中心に総合計画を市民参加でつくっていただいた際にも自治基本条例の制定が付記されていて、それに向けてこれまで進めてきました。

ただ、基本条例はつくるのが目的ではなく、地域でいろんな主体が一緒になって、それぞれの役割を果たしながら協働でまちをつくっていくという精神が非常に大事で、そうした意味で果たす役割は非常に大きいと思っています。

条例をつくる方向でこれまで呼びかけて参りましたが、市民の中にはいろんな考えをお持ちの方がいらっしゃるということを実感し、その方には、もっと素直に条例を受け止めて、このまちを高めていくことが必要ではないでしょうかという話もいたしました。

そんなこともあって、これからどういう手立てをしていくかが非常に大きな仕事になっていくと思います。条例ができて市民の方がすぐこれに基づいて行動され

たり、ものごとをお考えになるというものではございませんので、やはり職員がそういった背景の中で仕掛ける、あるいは思いを広めていくことが非常に大事だと思います。そんな中でお互いの役割分担をして、本当にいいまちをつくっていきたいと思います。

市長になりました時から、市民主役でふるさとを運営していこうと呼びかけて参りました。まだ未熟なところがあると思いますが、市民の中にいろんな芽が生まれ育っていますし、これから益々個性的な支援を行いながらさらに活動を活発にしていきたい。その理念となるのが自治基本条例だと思っています。そうした思いをしっかりと持ちながら、これから市民ぐるみで考え行動できる取組を進めていきたいと考えております。

みなさん方に検討いただいた案ですが、私も意見を言わせていただく場を持たせていただいて、よりいいものをつくり上げたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げまして、お礼の言葉に代えさせていただきます。ありがとうございました。

事務局：それでは委員さんから感想をお願いします。

委員：条例ができてすぐ地域自治組織をつくるのかと思いましたが、そうではないと。地区での意見交換で、地域自治組織だけではなく、職員、市長、議会、いろんな役割があります。その中で、我々がどのようにしていくのかということを説明したのですが、市民と区長会との思いがかなり開いていると感じますので、それをいかに埋めていくか、根本である地域自治組織を上手く機能させるのにまだ時間がかかると思います。

市長から常識的な条例ができていたとありましたが、かなり修正が入っています。その辺から言いますと不服です。過程の中でそういう意見があったということでもいいのですが、市民レベルで分かりやすい、誰でも分かるような、誰でも納得できるような条例をつくるということで取り掛かったのですが、かなり行政の引っかかりが出てきたという思いがあります。

委員：結局一番大事なことは、この条例を制定する重要性で、それをまず市民のみなさんによく理解してもらうことだと思います。西脇市に住んで良かったという思いに市民のみなさんになってもらえる。そういう結果が出ればいいことだと思います。

条例について、微力ながらできるだけの意見も言わせていただきやってきたつもりですが、何分力不足で、その点はお許し願いたいと思います。

委員：2年前から参加して、区長会との意見交換にも行ったのですが、やはり課題解決をしようと思うと予算がいりますので、流れ的には区長さんを中心にしたまちづくりの組織をつくろうという中にあると思うのですが、後はどういった形で予算がつくのか、その展開がまだ見えないので、私自身もやもやした形でいます。市長になられた時に市民税の5%をまちづくりに使うというお話があり、それが頭に残っていますので、そういう形になっていくのかなと思っています。

委員：合併協議会設置の運動を行い、もっと合併後の動きを見守っていかないといけないと思っていたのですが、上手いかずに、今回の自治基本条例に参加させていただき、やっと関わりができたと思いました。

今日委員長が市長に条例案を提出されたのを見てすごく感動しました。2年間やってきて、もっと意見を言えば良かったというふうに反省もしながら、この会に参加できてよかったと思いました。

委員：2年前にどんなことをするか聞くと、当たり前のことを条文化するのではないのでしょうかと聞いて気楽に来させていただいたのですが、こんな長丁場になると思っていませんでした。偉いなと思うのは、お茶もガソリン代も出ないのに一生懸命やっておられる、全くのボランティアで。本当に感心しました、私を含めて。

しかし、自治基本条例の策定に関わって、西脇市の歴史に残るだろうと思いますし、また市の将来を左右する、当たり前のことを条文化するのですが、その条例によって私たちが生きも、死にもしていくのではないかと思いました。だからこの検討委員会、大変な使命を帯びていることを今再確認しているところです。

先般の区長会との意見交換会で4地区傍聴させていただき、これを上手く活用していこうという地区と拒絶反応をされたような地区がありました。委員長がよくおっしゃる、いらないならいらないでいい、後で困るだけだと思います。本当はそれではいけないのですが、それぞれの地区でいろんな受け止め方、利用・活用される場所、またしばらく見ておこうと

思われているところがあると思いますが、西脇市の将来を見据えた上では大事なことで、私たちも大事なところに参画させていただいていると思えました。

委員：かなりの人たちが合併の時から関わっておられると思います。私もその頃から課題として持っていましたし、地方分権、地方主権という中で、市民としてはどのように参画できるのかと思っておりました。

ただ、先ほども言われたのですが、この地域の人には控え目と言いますか、後ろ向きと言いますか、新しいものをつくろうとするといらない、そんなことしたらしんどいということが色々出てくると思います。

ちなみに、現在の年齢もあり、長渕剛の歌に「66の親父の口癖は、やるなら今しかねえ」というのがあり、今年はそのをモットーにしているのですが、とにかく何でも市民は、こんなこともできる、あんなこともできる。こんなこともしたい、あんなこともしたいというのを条例の中はかなり入れたと思っていて、前向きにどんどんやっていきたいというのが願いです。

委員：2年前の3月から、何も分からない主婦が入って一体どうなることかと思っていたのですが、今はいつまで続くのだろうという気持です。

ここへ来たときは、一生懸命いろんなことを考えるのですが、普段の生活になると西脇市のことより家の中がきちんとなっていたらいいなという小さなことしか考えない自分が、ここへ来て全然違う自分になっているのがすごく新鮮で生き生きできると思っています。

地区別学習会の説明では、私がこんなこと言っても通じるのかなとか思いながらやりましたし、また、この間の区長会でも、メンバーが代わられていて、意外と冷たい反応でしたし、これは大変だなと思って、地区でも何かしたいと思うのですが、力になれるかどうか分かりませんし、ただこういうことに大変ながら関わらせていただいていることがうれしいと思います。いろんな勉強をさせていただきありがたいと思います。

委員：最初は、こんな難しいことを決めて上手くいくのかというのが頭にあって、後は、文章が難しいことといつまで続くのかというのがありましたが、今はみなさんがどういう思いで、このときはこういう意見が出て、こういうふうに決めたということが分かっているので、

その分ありがたかったというのが率直な意見です。

委員：市民感覚という言葉は、自分自身を元気づける言葉で、どこの長でもない一市民である私がこういうことに参加しているのがすごく意味があるように思います。

友達や同年代の人にも自治基本条例を全然知らない人の方が多いので、自分の言葉で説明することで広まっていくというのが本当の市民感覚で、こういうふうに自分自身で伝えることがすごく大事だと思いました。

それから、区長会の理解を得るのが大変というのは分かるのですが、どこの長でもない一市民に広げていく、これからそれが大変だと思います。ようやく形になったと思うのですが、これからいかに広げていくかにまた同じくらいの労力を使って、みなさんに広げていくということ、これからもここに関わった責任もすごくありますし、できるだけご理解をいただいてこの条例が生きていくようにということを願っています。

委員：大切なのは地域自治組織で、地区によって随分違いがあると思います。特に私が住んでいる地区は難しいところで、すごく町単位の考え方が強いのです。そんな中で、代表区長が代わることで変わっていきます。そうなったときに一体この地域自治組織は誰がどう進めていくのか。継続性が疑問だと思います。

条例はこれでいいと思うのですが、実際の段階で、例えば、地区によっては組織そのものがおおよそできているのでいいのですが、少なくともうちの地区は大変なことになるだろうという感覚です。ですから運用の難しさというのはこれから大切だろうと感じました。

委員：まちづくり活動に関わっている立場で参加させていただき、思ったことや感じていることを申し上げるのですが、何を言えばいいのか、途中本当に、この会から逃げたいという思いがありました。

でもこの条例をつくることによって、今関わっているまちづくり活動や住んでいる地区にとってプラスになることを考えているという思いが強くなってきたのですが、出来上がったものを見て、少し常識的になり過ぎているかな、西脇らしさが出ているのかなという疑問を持ちますし、これを今後、実際にできるところ、できないところ、早いところ、遅いところとあるのですが、それにも関わっていかないといけないだろう。

というのはまちづくり活動も最初の計画段階で関わって、実践していかないとやはり計画を立てただけではだめだということで活動しているのですが、この条例についても、できた後できるだけ早く広がっていくように努力しないとイケない。

途中で逃げたい、これで終わるかなと思いがらきたものをこれからも関わっていきたい、いかないとイケないなという思いを持っています。

委員：勉強になることが沢山あり、ありがとうございます。

自治基本条例の検討資料でいただいた他市の自治基本条例に「しなければなりません」や「ならない」という文章が50もある条例があり、このような文章の入った条例にはなじめないと申しました。西脇市の条例には31ございますので、いずれ修正されることもあると思いますが、やさしい文章になった方がいいと思うし、「しなければならぬ」ときついこと言わないでよということもあるのですが、このような場所に参画させていただきましてことを感謝申し上げます。

委員：地区区長会との意見交換会で、質問もなく、まだこの条例が分からないという方がほとんどだと思うので、これからが大事だと思います。その中で、懇談会は重要ですが、もう一つぜひお願いしたいことがあります。

まちづくり、あるいは環境や農業などボランティアでやっている方に、口で説明するのは難しいかもしれませんが、やっていることは条例に沿った活動をされていると思います。

例えば、市に対して意見も言うけれども、きちんとやっているということがありますし、そんなことがあるのなら早く教えて欲しいという要求もあります。そういうことから言いますと、いろんなグループの人たちを呼び込んで体験してもらってこの条例がどんなものかということが体で本当に分かってもらえると思う。

特に今後大事にしたいと思うのは、できることから始めようということ、活動しているグループの方のほとんどが実践されていることで、そういうことを考えると、これは非常に大きなポイントだと思います。

もう一つ、地域自治協議会ですが、私の地区では4月から区長会と住民会議の組織を分けました。住民会議は、昔からの町全体の祭や魚釣り大会などのイベント、

本来は公共が担うべきですが、つくしバスという公共交通、高齢者や障害者の福祉送迎バスもやっています。今年はいくつか新しい事業を加えようとしていますし、つくしバスをNPOにしようという思いがあります。

そして、住民会議を協議会へ発展させ、市からの助成金を一本化して協議会で割り振れば、市の方も少しは効率化できますし、そうすることで、住民全体でまち協を支えることができると思います。

今の構成は、地区にある色々な団体、子ども会、農業、環境、もちろん老人会も含めて、といっても戦力になるのは区長さんで、全員入っています。だからこういう方向でできれば実現していくのかなという思いですけれども、私たちにとって一番身近な条例であるということをもとにまず体で分かってもらいながら、やっていくということを考えています。

委員：西脇市をどんな市にしたいか考えながら地方自治法を分かりやすい文にしたり、西脇のよいところや西脇らしい項目を入れながら市民に親しんでいただけるようにするにはどうすればよいか委員会を重ねていく度に考えました。何も分からなかった私も、段々分かるようになり、これからも一人でも多くの市民の皆様に伝えていきたいと思っています。

区長会との意見交換では、4月から区長さん町内会長さんが新しい方になられて、地区別学習会に参加しておられなかったのも、分かりにくかったような感じで、地区別学習会では委員からのメッセージがなくて分かりにくかったのも、あればもっとよく理解してもらえたと思いました。スライドを見て私も分かるようになりましたので、これからも学習会のメッセージを大切に活用していただきたいと思っています。

委員：今日初めてこの会議に出させてもらいました。区長会の構成が変わり、区長会から参加しました。

条例案を見て、地域自治協議会に注目しました。これが地区で若干批判がありましたが、私はそう思っていないで、今までの担当者の説明、あるいは意見交換の中で、説明が不足しているのではないかと感じました。というのは、担当課が区長会に説明する時、やはり市の方がこうしなさいとあまり強く言うてはいけないのではないかという気持ちをお持ちで、この辺りは柔軟

にお考えください、例えば区長会があつて、そういう中に加えられたらいいですよとか、中心になられるのは区長会じゃないですかと、あるいはそこら辺は柔軟にと非常に柔らかくおっしゃっている。それを区長たちが聞いて、昔の人間ですから、こうなさい、ああなさいと言われたら、そうすればいいのかなというような気持ちを持つ場合もあると思うのです。ですから、これからこういうものを展開していく時の説明として、できるだけ区長たちが乗りやすいアドバイスをさせていただきたいと思いました。

ですから、委員長の講演を抜粋して区長に見せようと思つてはいるのですが、なぜ自治基本条例がいるのか十分に説明しきれれていないと感じています。私の理解は、要は国にも県にも市にもお金がない、少子高齢化だからもっとお金がなくなる。お金がないから痒いところに手が届く施策をするには市民の力しかないということではないかと思つています。ですから、こういうことを今展開しようとしているという説明があれば、区長さんもっと分かつていただけるのではないかと。そういうもっと分かりやすい説明があつた方がよかつたのではないかという気がして、これから展開していくに当たつて一番心配なのは、拒否反応を起こさないような、できるだけ乗りやすいような形にしてもらいたい。

もう一つは、ある地区は特別できにくい環境にあると感じていますが、それにつきましては、今までの慣習、例えば区長の仕事から言うと、まちづくりやいろんな団体を加えて、区長会が上になるモデル図があつたのですが、その人たちの頭にまず浮かぶのは「しんどいやないか、2年で終わるのにこんなことできるか」ということですが、お金がないと痒いところに手が届かない、そして西脇市が潰れるということを想定した場合、やはり私たちが動かないといけないということを訴えたらいいのではないかという気がいたしました。

最後に言いたいことは、どういう組織であっても市民力です。みんなが西脇のまちを、誰もがもちろん明日の飯を食べるための仕事はあるのですが、その余計にしないといけない時代になつたということを訴えてもらいたい。そうでないと、「そんなこと忙しくてできるか」という言葉しか返つてこない。そうですけど、

今までならお上がこうしなさいと言ってそうやっていたと、そうしたら家でもおじいちゃん、おばあちゃんが奥の間にいて世話をすると、どなたでも世話ができる。今は少子高齢化、核家族化で、おじいちゃん、おばあちゃん、施設、施設にいるあるいはボランティアが来るとなるとお金ばかりいるのです。その絆を自ら断ち切ってきたのが私たちです。そして今「絆を、絆を」と言っていると思うのです。そういう中で、どうすればいいのかということになると、今みなさん方が感じておられるレベルの自治基本条例を含めた組織化という認識を持たないといけないということは痛切に感じました。これからそれを展開していくのが、区長会長としての私の仕事ではないかなと感じました。力不足ではありますが、少しでも役に立ちたいと思っています。

副委員長：今のご意見で、作戦会議のようになってきた感じがします。2年間やって疲れたという意見が多かったのですが、本当はこれからで、スケジュールのとおり、パブリックコメント、フォーラム、説明会など、今まで説明の仕方がまずくて誤解されている、あるいはまだ全然届いていない人たちがいる。その人たちにどのように伝えていくのか、どう言えば本当のことが伝わるのか考えていただく作戦会議をこれからしないといけないので、今のご意見は嬉しく思いました。

感想として、この2年間の成果は、条例はもちろんです。むしろみなさんだと思っています。主婦の方、あるいは自分の町内のことしか見えなかった方が何回も議論して、家事の合間でもこういうことを考える習慣がついた、この人にこのように伝えればもっと良くなるのではないかと、まさに市民プロデューサーとも言えるか、そういうスケールの大きな率先市民になられたことが一番の成果だと思っています。

条文の中で、確かに第17条が注目されて大事なところですが、第18条は市民公益活動について定めていますし、第19条はまさにみなさんの活動、「地域における自治活動、その他の公益的活動を推進するために、主体的に組織をつくり、自立した活動を行う権利を有する。」、そのために生涯学習を行い担い手をつくっていくことが自治基本条例の一番やりたいことで、2年間の委員会討議を通じて実践できたと思っています。

とにかく楽しかったですし、いい勉強になりました。そう言うところまで終わりという感じになってしまうので、本当にこれからこれまでの取組も合わせてこういうまちにしていきたいというのを市民の口から言っていくのが大事だと思っています。これまで委員さんにパワーポイントやポスター、チラシをつくっていただきありがとうございますと思います。そういう市民が市民を説得する、市民が市民に話をするというのがかけがえのないアプローチなので、これからも続けていただきたいし、そのためのお手伝いもさせていただきたいと思っています。本当にありがとうございました。

副委員長：感想を申し上げますが、西脇市民憲章の最初に「明朗で誠実な人になりましょう」とあり、この委員会に参加させていただいて、まさにそういう人ばかりで、西脇市民というのはやはりこういう人だったんだという気がして、感動的な体験をさせていただきました。

2年というのは、長いか短いかよく分かりませんが、横軸に2年があり深さも勘定すれば、2年掛ける深さですから、かなりのことになる。それをみなさんの中にストックされたという感想を持ちました。というのは、みなさんが条文の一つひとつ案を出してつくられました、これは大きいことだと思います。法律なんてほとんど縁がないものに取り組みながら形にして、議論の中で整理していったというプロセスはすごく大事にすべきで、市長さんにそんな作り方もある、それできちんとしたものがつくれるということを実感していただくこと、市政も市民もみんな加わった全体の市政と言う意味での、大きな一里塚になったと思います。

もう一つ、なぜ条例をつくるかが大事と縷々おっしゃり、そのとおりで、それをどう共有するかは基本的にはすごく簡単なことで、市民が安全で安心で毎日の暮らしが楽しく、地域に住んでいることを誇りに思える、西脇で生きていきたい、暮らし続けたいと思える、それだけのことで、そのための道具としてある。道具ですからその都度いろんな使いやすしい道具を持ってくればいいことで、自治基本条例もその一つだと思います。そういうまちをつくっていきたいのですが、疎外状況として少子高齢化や財政難などがあるけど、根本さえしっかりしていれば、ある意味で解決しやすい、お互

いに理解がしやすく、やり方や考え方は違うけど、そこへ持って行きたいということが明確であれば歩み寄れる、地域自治の話もそういうベースをお互いにもう一度確認し合えば、それほど難しいことではなく、理解し合えるのではないかと思います。

特に大事なことは、誇りを持って生きること、誇りというのは、区長さんやNPO、あるいはボランティア活動をしている方や行政の方、商売されている方、中高校生も誇りを持っていますから、それをそれぞれ大事にしあうことだと思います。そうすると「努めなければならぬ」と上から言うのではなく、「お互い一緒にやりましょう」という言葉がいいと思います。ただ、条例ですから「しなければならぬ」と書いていますが、基本的にはお互いにやりましょうという方が適しているという理解でいいと思います。

もう一点、第22条以降は、面白くないことが書いてあるので、関係ないと思われるでしょうが、これは市民にとって本当に大事な話で、これをもって市長以下行政を統制すると言うと堅苦しいですが、やはり注目して、このまちのみなさんのために行政運営をやっていくことがベースですので、これをきちんとやっていただくことが、普段から行政は何をやっているのかとかダメじゃないかということではなく、きちんと書かれたことをやっているのかということ問えるし、逆に行政職員、あるいは議会の方はこのようにやらなければならないということを再確認されると思いますので、すごく大事な部分であると思います。

これだけ書かれたらもう行政はやりにくいと思われる方もあるかも知れませんが、今の時代、市民の意見をベースにきちんとやっていけばお互い気持ちに通じる、分かるようなレベルにあるのではないかと思います。

そういう意味で市民憲章もすごく大事ですし、これに応じて行政も審議会のやり方も変えていかないといけないということで、考えないといけないと思います。

委員長：貴重なご意見をいただいて本当にありがたかったです。

いつも実務的な議論をやっていましたが、今日は率直なご意見をいただき、非常にありがたく拝聴しました。

なぜ自治基本条例がムーブメントになってきたのか、

一つは、地方自治の主役は市民ですが、リーダーはやはり首長です。首長にとって自治基本条例ができるということは、市民との距離を近くするという効果があります。そういう欲望に駆られることは当然ですし、不自然だとは思いません。北海道のニセコ町からはじまった自治基本条例があつという間に日本全国に広がったのはご承知のとおりですが、現在で約200自治体ぐらいになっている。だから、1,700ある自治体のうち200、ということは何ものすごい勢いで広がっています。

一方、これ以外に、自治基本条例をつくらざるを得ないと判断する自治体が増えたのは、自治体が財政的に追いつめられてきたからです。もう打ち出の小槌が振れない。言葉を変えますと、高度経済成長から90年代はじめまで自治体はパイの分捕り合戦をやってきました。中央に陳情に行つて、沢山予算を取つてきた首長が人気を博する、陳情に行つて国会議員などとパイの太い首長が政治力だと言われていた時代が、もうその方法が通じなくなつてきているわけです。

それを証明したのが自由民主党の阿部政権から後の財政的な逼迫、その原因をつくつたのが自民党です、小泉さんです、僕に言わせたら。小泉さんは素敵なことを沢山されましたけど、はっきり言つて地方にもものすごくしわ寄せがきている。これは歴史的事実です。本人も否定していません。三位一体改革は、地方財政を約7兆円縮めて、そこからまだ2兆円分ぐらいしか復活していません。だから4兆9千億円から5兆円はまだ戻っていないのです。日本経済がその後復活するかと思われたけど全然復活しない。だからずっとしんどい目が続いています。

一方で、高齢化と少子化が進み、投下しなければならない政策資源、転換しなければならないものも沢山あります。また、橋、道路、建物とか続々と修復が必要な時期に来ていますがこれができない。日本全国の橋で現在50%以上が修繕しなければ崩落する危険性に晒されています。そういう事態に及んで、地方自治体もうこれ以上袖が振れないわけです。ここから先は、総力を挙げて自治を守らねばならない、その現実に目覚められている自治体の首長が自治基本条例が必要だと判断されることも当然だと思います。

先ほど来、区長会が話題になっていますが、実に良いことだと思えます。なぜかと言うと、わがこととして考えるから反論されるのです。自分たちの仕事、地域にどう降りかかってくるかということを経験してリアルに受け止められたのでしょう。余り反応がない、分かっていないという感じの人は、自分に関係ないと思っているに違いないです。それから言うと、俺たちの仕事が余計にややこしくならないか、屋上屋を架すではないかと思ってくださったのは、ものすごく責任のある反応だと思えます。これはわがこととして考えてくださったわけですから、以後も大変丁寧にかつ熱意を持って説明していかないといけないと思えます。

もう一つ、わがこととしてとらえてくださったのが議員さんです。議会さんはものすごく温かく、しかも真剣に捉えてくださったのは、望外の喜びでした。自治基本条例をつくるというと、つぶしにかかる議会もあるわけで、このまちはそうでないことがとてもラッキーだったと、議員さんの見識も高いと思いました。

もう一つ感心したのが、この検討委員会の委員です。こういうメンバーが集まって最初の半年間は文句の集合体になるのが今までの経験です。それが終わらない限りは前へ行かないとあきらめて、だいたい半年は自分の体力を消耗しつつ、死んだ状態になっているのですが、それがなかった、西脇は。最初から本論に入れたというのもすごくラッキーだったと思うのです。どんな形にしたいという夢をみなさんが語られました。

なお地域自治協議会の話は、本当は入れたくなかった。みんな楽しくやっているのだから邪魔しなくてもいいと思っていたのですが、入れないわけにはいかなくなってしまった。なぜかと言うと市民公益活動団体への支援が入っています。個人市民結集型の公益活動団体に支援するのは統一していて、外すわけにはいかないうから入れます。そうすると個人市民結集型の市民公益活動を支援するのに、地縁型の団体を支援しないわけにはいかない。そうすると区長会を支援すべきなのか、まち協を支援すべきなのか、どちらも支援すべきなのかという議論はするのですが、区長さんは行政職ではない。つまり憲法上任意の団体になります。これに対して公的支援をすると区長会は市民統制のもとに

服さねばならない団体に法律的な性格変更をしないと
いけない。そうすると区長会がかえってややこしくな
る。補助金や助成金の公的支援を明文化しますと区長
会を行政の統制下に置かなければならなくなるのです。

一方で、まちづくり協議会は、連合体で、志で集まっ
ているレベルですから、これも任意団体で、この二つ
に公的に支援するにはどうすればいいかと思うと、や
はり条例で担保されているようなみんなが集まって、
つくりたいと思った時につくれるという次のステップ、
やりたくなければやらなくてもいい、そういう救助装
置のような条文がいないのではないかとということで、み
なさんと議論しました。

ただ、地域自治のあり方について深く議論しなかつた
のは、現状を尊重したからです。今後どうされるかは、
この条文を足がかりにじっくりとご議論して下さった
らいいと思います。今結論を出さねばならない条文で
はない。その時はこの条文を使ってこんな応援をしま
うとまたご議論なさったらいいいのではないでしょう
か。

もう一つ、滋賀県のある地区で、4年程前に協議会を
つくられて、もう、一つの事業体としてビジネスまで
考えています。その協議会が、今度スマートインター
ができるためにこれだけの土地が協議会のエリアの中
にできる。この土地を使って何か商売をしたいので、
アイデアを出せと言うのです。私は、商売人ではない
ので言葉を濁していたのですが、その後の進捗状況を
全部チェックしてくれと、ということはもう計画段階
に入っているということです。計画をつくったのが4
年半前。もうそれが今はどれだけ進んでいるか見て意
見を言えというのが一昨日でした。そういう地域も出
てきているということを思いました。そこはここに比
べて決して恵まれているところではありません。人口
も減っていますし、広大な野原に田んぼと畑ばかりの
ところ。それでもそこに一つの拠点をつくろう、
何かことを起こそうと85歳の会長以下やっているの
です。そういう地域と将来的に交流されていたらどう
かと。西脇の市民が西脇の隣同志と交流するなんて時
代ではなくて、もっと遠いところと交流してみる。そ
うすると災害相互援助協定など、地域自治協議会間の
連携や協定も面白いのではないかなと思いました。

長々と申しましたけど、あと一息頑張りましょう。

事務局：それではこれを受けまして市長の方からお願いします。

市長：お話を伺って、本当に大変な努力をしていただいたと思います。いい思い出になったというのは本当にありがたい話だと思います。

それから私どもで、基本条例がつかれないことはないわけですが、つくってもあまり役に立たないです。みなさん方がこうして一生懸命おつくりいただいたものを市民の中に返しながらかお話をしていくことができる方がはるかにいいことだと思います。条例をつくるだけでなら短時間でできるかもしれませんが、これまでやってきていただいたプロセスの方がむしろ大きな意義があると思います。

6月20日から基本条例をテーマにして各地区を回ろうと思っています。それまでに私の思いもぶつけさせていただいて、今出ていたような議論をしていくことになると思いますが、将来のことを考えますと、区長さんなり地域の地縁組織の内容ももう少し機能的にならざるを得ない状況になるだろうと思っていますので、その辺りも勉強しながら各地区で何とかしてみんなでおつくりあげましょうというお話をしてくる予定にしています。またその時にもご支援いただくことになるかも知れませんが、よろしくお願い申し上げます。

本当に知らなかったのですが、修正があつて不服だったと、私も2年間法制担当の仕事をしたことがあります。人のつくった文章を直すのが仕事だったのですが、法制のつくり方、あるいは公文書のつくり方のマニュアルをつくりまして、市のルールにした経験があるものですから、おっしゃったようにこれは分かりやすい条例でなくてはいけないと思っています。それは絶対に変えませんし、条例の文書というのは固い文章が多いですが、やはり分かりやすく親しみのある文章の方がいいのではないかという思いはしております。

ただ、これは何を言っているのだろうというところもありますので、それはまたみなさんにご協議しながら、自分の意識も高めていきたいということでございます。

今後とも色々とお世話になると思いますがよろしくお願い申しあげまして、お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

～ 市長退席 ～

事務局：今後の活動について、スケジュールをご覧ください。

区長会との意見交換を4月20日～5月25日に行い、また、6月20日～7月23日にまちかどミーティング、9月にパブリックコメントを行いまして、議会上程を12月に、施行は25年4月1日を予定しています。

市民フォーラムの時期について、スケジュールでは1月としておりますが、どの時期にすれば一番効果的か協議いただくのと、役割分担の提案がございます。

事務局： ～ フォーラムについて資料に基づき説明 ～

副委員長：説明のとおり、メリットとデメリットがあり、広報部会だけではハードですので、実行委員会をつくりたいということで、この場に持ち込ませてもらいました。

まず、時期ですが、説明のとおり6月から7月は、市長がまちかどミーティングで自治基本条例について語られますので、市民のみなさんも自治基本条例のことを意識していただける。8月が空いてしまう感じがあるので、第1案として8月に入れていきます。

次に、9月のパブコメ、1か月あると中だるみがあるので、この中だるみのところで何かやった方がいいのではないかというのが第2案の9月。

それが終わると、行政内部の作業になり、空白期間がありますので、少し市民向けにやった方がいいのではないかというのが第3案の10月から11月ですが、パブコメが終わっていますので、フォーラムをしても意見を反映できるかという問題が残ります。

自治基本条例を議会に出してからというものもあるのですが、12月議会で議決されるか、3月議会まで持ち越されるか分からないので、議会との調整が難しいかもしれない。議会主催でこういうことをやってくれると面白いのですが、それはどうなるか分かりません。

出来上がってしまってからお披露目というのが一番安全なのですが、この委員会の任期はいつまでですか。

事務局：条例の施行までです。

副委員長：そうなると委員さんの任期が終わっているという問題と予算の繰越しができるかという問題があります。

みなさん方のご意見を伺いたいと思います。

フォーラムは、パブコメ前なら、一般市民の方に、な

ぜ条例が必要かを知らせる説得調になるだろうし、パブコメ期間中であれば、みんなで意見を出しましょうという呼びかけになるだろうし、施行後でしたら、この条例を使いこなすためにどうすればいいのかという実践報告やどのように使う宣言ということもあり、タイミングによって内容は変わってきます。

委員：10月から11月に行った場合のフォーラムでの市民の意見を反映できなくなるというのはどういうことですか。

事務局：部会では、パブコメ期間中という意見があり、会場で意見をもらって、それもパブコメの意見として扱うという形で、通常の「待ち」のパブコメよりもいろんな方の意見が聴けるのではないかということでした。

フォーラムで意見をいただいても、パブコメ終了後になると議会へ提出する条例案が固まっていますので、これで今から議会へ提出しますという形になってしまうということです。

委員：何を目的とするかですね。

副委員長：広報部会としては、絶やさないようにということで、スケジュールから入っていったので、今おっしゃったように、住民自治組織検討部会の方から地域の実情を踏まえて、この時期にこういう目的でやるべきだというご意見をいただきたいという思いです。

委員長：広報部会からの提案に対して、意見をいただけますか。

委員：個人的には、9月か25年の4月か5月ですね。

副委員長：それがきれいなことはきれいですけどね。

委員：意見を拾うのであれば9月でしょうね。

委員：フォーラムは、何のためにするのか。市民のみなさん方に自治基本条例を知ってもらうということなら10月から11月でもいいのではないか。

委員：フォーラムの規模などはどのように考えていますか。

事務局：今からの検討ですが、丹波市では200人ぐらいですか。

委員長：それも呼びかけてです。丹波市の場合、最終答申を出す前にパブリックコメントにかけて、パブコメに対する回答も委員会で議論検討して、修正を加えたものを最終答申として出したのです。

西脇市は、答申を出していますから、丹波市のようにならないけれども、パブコメに対してこのように修正すればどうかということも委員会に出してもらって、それに対する第2次修正案みたいな答申を出してもいい

のではないか。

事務局：はい。

副委員長：条文より、これからつくる概要版や逐条解説などで、パブコメなどの意見で誤解されているところがあればその部分を丁寧に解説の方が条文を直すより多いと思います。この書き方では刺激的すぎるという意見があれば、逐条解説や概要版をつくる時にわかりやすくするというのが目的かと。条文を変えるような大きな修正はないのではないかと考えています。

事務局：多くの意見が集中する部分については考ますが、ある個人が強く主張されたからといって変え出すと、言えば全部変えるということになりますので、どこに重きを置くかというのは考えます。もう一つは、市長が出ていく限りはある一定の説明責任を持ちますので、そこで四苦八苦するようでは出られないと思います。ですからもし大きな変更を余儀なくされるような意見が全地区で出れば、委員長からありましたように、委員会にお返ししてこんな意見が強く出ましたがどうかということをごらんないといけないと思っています。

委員：それを修正する権限はどこにあるのですか。

事務局：最終的に市長が条例提案しますので、市長になります。

委員：この検討委員会は、市長に意見は言えるのですか。

事務局：一旦答申は受けましたが、こんな意見が出たのでどうでしょうかと再検討を依頼する可能性もあります。

委員長：そんなに深刻に考える問題ではありません。

事務局：私どももそれなりに意見を言わせていただいて、行政なりの考えをもって修正も加えてさせていただいた中で、一定の合意が得られたと思っていますので、これを変えるということは行政としては情けない話なので、それなりに突っ張っていく。市民のみなさんにも検討いただき、行政も30回程度の会議を重ねて一定の方向性を出したものですから、そんなに簡単にあっちにしますとは言えません。

委員長：余談ですが、先ほど6時から市長と懇談したのですが、市長が、事務局から市長自らが手を入れて一言一句変えることはまかりなりませんと厳しいお達しだったのでですけど本当に変えてはいけないのかと疑問が出ていたのです。市長は最高権限者だから変えるのは構いませんけど、本意を変えるような変更をする場合は説明

責任が生じますよと言ったら、ほっとされていました。

事務局：市長には、一言一句変えないでほしいというのは事務局からずっと言っているのですが、やはり私も思いがあると、先ほど言われていた法制としての自負があるから言葉の使い方などが気なるということ。

委員長：条例担当の職員だから自分の流儀と違う言葉の使い方があるというのは気になるわけです。

副委員長：一番美しいのは、出来上がってからですけど、そうすると任期がどうなるのかということになります。

事務局：任期のことはあまり考えなくてもいいのではないですか。以前、参画・協働の時にそういうややこしい話はなしにやりきったことはあります。ですから、みなさんがこれまでつくられた集大成だということで、温かく見守る会みたいなものをつくって、やっていただければいいと思います。

委員長：むしろ、解説書などの作業をする役割は残るわけですから任期が条例施行と同時に切れるということなら、その時点で解説書がまだできていなければもう少し延長しないと仕方がないかもしれない。任期は余り気にしない方がいいのではないですか。

事務局：必要があれば任期は延ばします。

委員長：雰囲気的に見ていますと、条例が完成したお披露目、それを記念した形でやる方がいいのではないかという意見が強いように思います。

パブリックコメントを集めるためにフォーラムをするのも方法ですが、解説書を出すことやパブコメに対する返答がこれでいいかということを確認する作業はまだあります。そうすると、エネルギーをもう少し先に残しておいた方がいいのではないのでしょうか。

別にPR枯れになる心配はないと思います。ただ、やるならば絶対にこの委員会で作らないといけないと思う。行政にお任せではなく、この委員会のメンバーで支えないといけないと思う。

委員：パブコメというのは、やる時には色々あります。ただ、おそらく中だるみがあるので、その時にやって意見を喚起しようというのがあの時の話だったのです。

きれいなのは、最後ですが、それはお披露目になるので、そこでもらった意見はどうなるのかということがあるので、こうやりますよというのはいいが、意見を

もらったらやはりどこかで反映、それが条文改正までいけるかどうかは別にして、やはりそういう意見があるということは受け賜るべきというのがこの間の部会の意見だったのです。

副委員長：パブコメの最中にやるとすれば、その趣旨はその会場で市民からの意見をいただくということになりますので、本気でそれを受け入れて修正も含めたことをやるという腹がないとやるのは逆に失礼な話で、意見はもらうけど反映しないということで、形式的にやるだけになってしまうので、そうするのであれば、直後に委員会を開催して、出てきた意見を分析して反映するかどうかということをやらないと無責任になります。

委員長：エネルギー配分の問題ですね。

委員：すると、一番いい時期が、まちかどミーティングやパブリックコメントがあり、盛り上がってきた時にするのがいいと思いますし、来年の4月5月という、参加していただく市民の方々の関心度というか、興味を持っていただく方法が大事ではないかと思います。

委員長：個人的にはどの時期でもいいと思っています。ただ、支えるこちらの方のエネルギーが、この時期にパブコメの対処をしながら検討する、議会との最終調整というエネルギー配分で考えるしかないと思います。

どの時期にやろうとも私は対応しようと思いますが、やるのであれば、議会の議決が終わって、もうこれからスタートですという方がいいのではないか。議決は3月末でしょうから、新年度になってしまいますけど。

副委員長：12月に議決してくれれば、1月2月の時期に実施できて一番美しいです。それが3月まで伸びた場合。

委員長：ですから、議決次第ということでしょうか。

ただ、パブリックコメントをもっともらう、喚起するためにはやるというのは杞憂だと思います。これは結構集まると思います。むしろ攻撃的なものが沢山来ると思います。それに対してどのように対処するかを考えておくとか、真正面から個々の条文についてこれはどういう意味か、これはこういうふうになればどうかというのはむしろ少ないと思います。

副委員長：そうすれば、来年2月ぐらい、これは12月議会で通ったと仮定して、4月の施行までにという意味でつく。12月で通らななかった場合は見直して4月か5月

を考えるとという２段階で行くしかなさそうですね。

次に、広報部会だけでやるのがいいのか。この後の部会の作業としては、概要版の作成や逐条解説をチェックする作業、部会では寸劇でもやろうかという意見もあったのですが、広報に使えるツールを既に考えています。そうするとフォーラムの方は住民自治組織検討部会をこれ以降やる予定がないのであれば、何人か出ていただいて、実行委員会をつくってやる方がいいのではないかということです。

住民自治組織検討部会のこれからの予定は。

福委員長：特にありません。ちょっと動けないでしょうね。

委員：広報検討部会として、いかに広げていくかというのが役割でポスターなり色々な活動をしてきて、パンフレットは今からですけれども、フォーラムとなると、全体でやっていく方がパワフルになるし、広報だけでやるのはどうかと。だから、ぜひみなさんに協力いただいてということで、広報部会で話になったので。

委員長：フォーラムであれば、広報部会単独の仕事というのはおかしい、全体の委員会の責任でやることにしないと。いろんな役があると思うのです。シナリオをつくるとか配役をどうするか、総力戦でやらないと。

副委員長：イメージとして、８月であれば、全員で集まってやるのは難しいので８人ぐらいの実行委員会をつくるということでお話していたのですが、２月ということであればまさに総力戦でやればよいということですね。

事務局：そうですね。もし全員でやるにしても、検討する内容ごとにグループを分けて検討することもできますと思います。そういうことを組み立てるのであれば、少人数の方が議論しやすいということもありますので。

副委員長：分かりました。スケジュールはまた事務局と調整ということで。

事務局：今後の予定ですが、パブリックコメント実施後に意見の集約や返答についての調整、他にも集まっていたかかないといけないことがあると思います。どのように行うかについては調整させていただきたいと思います。

次に、まちかどミーティングの日程が決まりましたので、在住の地区への出席をお願いしたいと思います。

それでは、本日も大変遅くなりましたが、ありがとうございました。